

ハローワーク求人票に GJ 認定マークを表示できます

製造請負優良適正事業者認定制度（GJ 認定制度）については、周知・普及を徹底するため、いろいろな機会を利用して、厚生労働省にも周知をお願いしております。

ご存知の事業者様もいらっしゃると思いますが、制度周知の一環として、ハローワークで発行される求人票に、GJ 認定事業者については、認定マークを表示できるようになりました。

ハローワークで発行される求人票に GJ 認定マークを表示するには、以下の内容をお読みいただき、ご対応ください。

GJ 認定を取得された事業者各位の事業活動、特に求人活動にご活用いただきたく、以下のとおりお知らせします。

1. ハローワーク求人票での認定マークの表示

(1) インターネットサービスの求人情報

認定取得事業者の求人情報については、「求人情報詳細」の最初に、「PR ロゴ」欄が表示され、その中に取得している認定マークが表示されます。

この求人についてもっと知りたい

この求人は、事業所の意向により、事業所名、代表者名、法人番号、所在地、電話番号、FAX番号をインターネット上で提供しております。
 雇用のハローワークでは、さらに詳しい情報を提供し、事業所への紹介を行っております。
 その他にも就職に関する相談等を行っておりますので、お気軽にどうぞ。

求人番号	99999-99999999
求人情報の種類	一般(フルタイム)
事業所名	※※※株式会社
代表者名	※※ ※※
法人番号	00000000000000
所在地	〒999-9999 ※※県※※市※※999番地

左の事業者の場合、優良派遣事業者認定と GJ 認定の2つの認定を取得しています。

「PR ロゴ」表示の申請をしていない事業者の求人の場合、「PR ロゴ」欄は表示されません。

「PR ロゴ欄」の「PR ロゴのご案内」のリンクをクリックすると、PR ロゴの説明が表示されます。

(2) ハローワーク端末で出力される求人票

求人票のタイトル欄の左横に、認定マークが出力されます。

求人番号 求人票 (フルタイム) 事業所番号 就業地住所 職業分類

1 求人事業所名 3 労働条件等 4 会社の情報

認定マーク

上の事業者の場合、職業紹介優良事業者認定と GJ 認定の2つの認定を取得しています。

【次ページに続きます】

【お問い合わせ先】

一般社団法人日本生産技能労務協会 事務局 小島、塚本 TEL:(03)6721-5361 FAX:(03)6721-5362

(3) ハローワーク求人票で表示できるPRロゴマーク

① 表示できる認定マークの数

ハローワーク求人票に表示できるPRロゴマークは、最大4つです。

5つ以上の認定取得またはプロジェクト参加によりPRロゴマークの表示ができる事業者は、表示したい認定マークを4つまでの範囲で選択してハローワークに依頼します。

② 表示対象となるPRロゴマーク

ハローワーク求人票に表示できるPRロゴマークは、以下の12種類です。

求人票には、以下のNo.順に①の数の範囲で表示されます。

No.	PRロゴマーク名称	PRロゴマーク	概要
1	くるみん		くるみん認定企業
2	プラチナくるみん		プラチナくるみん認定企業
3	ユースエール		ユースエール認定企業
4	優良派遣事業者		優良派遣事業者認定企業
5	職業紹介優良事業者		職業紹介優良事業者認定企業
6	製造請負優良適正事業者		製造請負優良適正事業者認定企業
7	ジョブ・カードくん		ジョブ・カード普及サポーター企業
8	安全衛生優良企業		安全衛生優良企業の認定企業
9	あんぜんプロジェクト		あんぜんプロジェクト参加企業
10	えるぼし(1段階目)		えるぼし(1段階目)認定企業
11	えるぼし(2段階目)		えるぼし(2段階目)認定企業
12	えるぼし(3段階目)		えるぼし(3段階目)認定企業

2. 認定マークのハローワーク求人票への表示依頼方法

(1) 表示の依頼

求人申込みを行う、ハローワーク窓口の前ページ 1(3)②項の認定取得状況と求人票にそのPRロゴマークを表示して欲しい旨を申し出てください。求人申込書をハローワークに提出する際、ハローワーク窓口から、認定取得状況をお聞きすることもあります。

求人申込書を提出済の求人に対しても、ハローワーク窓口に申し出ることによりこの対応は可能とのことです。

記入欄に余裕があれば、事業所登録シートまたは求人申込書の、次のいずれかの欄に取得している認定状況を記載いただいても構いません。

- 事業所登録シート

- ・会社の特長

- 求人申込書

- ・求人条件にかかる特記事項

- ・備考

(2) 表示依頼時のアドバイス

求人票に認定のPRマークが表示されても、その意味をご存知ない求職者が多いことが考えられます。

求人申込書の備考欄等に、例えばGJ認定については次のように記載することで、ハローワーク求人票のGJ認定マーク表示について、求職者に対しての遡及効果を高めることができると考えます。

GJ認定取得事業者の、求人申込書の備考欄への記載例：

当社は、厚生労働省が実施している製造請負優良適正認定制度（GJ認定制度）の認定を取得しています。

(3) 申込み時の添付書類

特に規定はありませんが、ハローワークでの確認を円滑にするため、厚生労働省、認定受託団体、または認定機関のホームページの認定状況がわかるページ※をプリントしたものを添付することをおすすめします。

※：GJ認定制度の場合は、次のページ

製造請負事業改善推進協議会ホームページの製造請負優良適正事業者一覧

<http://www.js-gino.org/mhlw/comments.html>

(4) 認定の有効期限が切れた場合

遅滞なく、PRロゴマーク表示を依頼したハローワークに申し出て、ハローワーク求人票への掲載を停止してください。

以上

本ご案内に記載しています図等は、次を使用しています。

厚生労働省職業安定局 ハローワークインターネットサービス※を加工して作成

※：<https://www.hellowork.go.jp/>